

議案第24号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和45年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第12条関係）		別表第1（第12条関係）	
階 級	年報酬	階 級	年報酬
団長	143,000円	団長	150,000円
副団長	78,000円	副団長	82,000円
地区団長	78,000円	地区団長	82,000円
副地区団長	49,000円	副地区団長	51,400円

地区本部長	45,000円
分団長	22,000円
副分団長	19,000円
部長	17,000円
班長	15,000円
団員	14,000円

地区本部長	47,700円
分団長	23,100円
副分団長	19,900円
部長	17,800円
班長	15,700円
団員	14,600円

別表第2（第13条関係）

水火災の場合	1回につき	4,300円
	4時間を超えて従事する場合1回につき	5,400円
警戒の場合	1回につき	4,300円
訓練の場合	1回につき	4,300円
その他団長が招集する場合	1回につき	4,300円

別表第2（第13条関係）

水火災の場合	1回につき	4,500円
	4時間を超えて従事する場合1回につき	5,700円
警戒の場合	1回につき	4,500円
訓練の場合	1回につき	4,500円
その他団長が招集する場合	1回につき	4,500円

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。